

噺本の作り手達

——飛談語・さしまくら・都鄙談語三篇——

鈴木久美

一、はじめに

安永期に江戸で出版された噺本は、噺本研究史上、江戸小咄本と名付けられ、それまでの上方風の軽口本とは質を異にする作品群として位置づけられてきている。江戸における噺本の大流行は、鱗形屋孫兵衛板、明和九年（一七七二）十一月に安永に改元）刊行の「鹿の子餅」（木室卯雲編）にはじまる。これに続いて、翌安永二年正月には、遠州屋弥七板、小松百亀の「聞上手」が出版され、江戸小咄本の形態を成立させることとなった。その他にも、『珍楽牽頭』（明和九年九月序・蘭秀堂世屋嘉右衛門板）、『飛談語』（安永二年正月刊・雁義堂板）、『俗口拍子』（安永二年正月跋・聞好舎板）といった作品が続けて刊行された。これらの作品は読者の好評を得たため、それぞれが続編を刊行していくこととなり、連作シリーズとでも呼ぶべき作品群がいくつか成立したのである。

ほとんどの場合、一作目の刊行から一ヶ月から三ヶ月ほどお

て二編を出版し、続けて三編・四編とシリーズものの刊行が進められる。初編や二編の奥付には「続編近刻」の広告が付され、作手側が、はじめからこうした連作刊行を意図していたことが推察される。これらの連作シリーズは、初編と題が異なっても、副題に「△△△二編」等と銘打ってあるものが多く、奥付広告が示すように、基本的に初編を出版した板元から続けて刊行されることになる。

これまで、武藤禎夫氏らの研究によって作品の紹介は広く行われてきたが、諸作品の作者・编者・板元については、十分な研究がなされているとは言い難い状況にあった。論者はこの点に着目し、先に発表した拙稿において、板元や人物調査を詳細に行い検討することによって、『俗口拍子』シリーズの板元・编者を明らかにすることを試み、一定の成果を得てきた。¹⁾

本稿では、『俗口拍子』シリーズと同じく、安永期江戸小咄本ブームの一翼を担った『飛談語』に始まる三作シリーズを取り上げる。この連作に携わった人物の調査を行い、その身許を明ら

かにすることを目的とする。江戸小咄本の作り手を解明することは、一作品の作者を確定するという狭い分野の成果に留まらず、断本と周辺文芸との関連を明確にすることによって、同時代の文芸ジャンルにおける断本の位置づけを新たにとらえ直す可能性を持つものであると考える。

二、飛談語シリーズと山口輝雄

『話飛談語』(安永二年刊)は、その序に「鹿かのこもち餅の御口には協ふまじけれど、飛談語と披露するものならし」とあるように、前年刊行の「鹿の子餅」の流行を受けて出版された作品である。板元である雁義堂は江戸小石川町の書肆雁金屋儀助の別号であり、二編「さしまくら」と、その名の通り三編にあたる「都鄙談語三編」も、同書肆からの刊行である。

次に、作品の解題を簡略に記す。

・『話飛談語』(安永二年正月刊)

宇津山人菖蒲房 序・常室 画 雁義堂板

小本一冊。序題「話飛談語序」。内題「飛談語」。全五十六話。奥付に二編・三編の近刻予告の広告が付される。

刊記「安永二己春 雁義堂」。

・「さしまくら」(安永二年三月頃刊)

鮎壺庵 序・勝川春章 画 雁義堂板

小本一冊。序題「さしまくら序」。

内題「さしまくら飛談語」。全三十二話。奥付無し。

・「都鄙談語三篇」(安永二年四月刊)

自辞矛盾丹青 序・亀文字 作 雁義堂板

小本一冊。序題・内題「話都鄙談語三篇」。全三十九話。奥付に四編・五編の近刻予告の広告が付される。刊記「安永二年己稔卯月 鴈義堂」。

以上の三作品は、いずれも序者名は明らかであるが編者・作者の名は内題にも記されていない。「都鄙談語三篇」の作者とされる亀文字は、その序文中に「亀文字が一編を今梓行し、三編の都鄙談語と表題して、賞覧に備ふることになりぬ」とあることから知れる。

序者は、初編である『話飛談語』は宇津山人菖蒲房、「さしまくら」は鮎壺庵、序に亀文字の名を挙げている「都鄙談語三篇」が自辞矛盾丹青となっている。同一シリーズの作者・編者・序者を、全て同一人物としてとらえるという従来の判断が抱える問題点については、「談口拍子」シリーズの板元・編者の調査検討によってこれまでの説に批正を加えてきたが、飛談語シリーズについても、同様の調査が必要であるといえる。

ここまでに名の挙がった四者のうち、最も調査が進んでいるのは、『都鄙談語三篇』の序者、自辞矛盾丹青である。中野三敏氏は、漢文艶笑小説の訳本『通俗如意君傳』(明和四年刊)の作者、自辞矛盾蒙陸と称する人物について触れ、同書の自序末の署名「自辞矛盾蒙陸」の下部の印が「輝雄」と読める事を指摘した。その結果、この人物は「俳諧嘴」五編から十編までの序文を記し、その他にもいくつか著作を残している俳諧師の山口輝雄にあたるという事実を明らかにした。この他にも、如皴斎・寄居庵・

峻叟など複数の号の使用が確認できる。さらに、輝雄作の明和八年序【珍説訂聾私記】の序末印の「産防州／寓武陽／姓多々良／氏山口」から、その経歴を推測されている。

その後、花咲一男氏によって、山口輝雄の身許調査が進められた。⁽⁴⁾氏の調査に拠れば、輝雄は、牛久藩藩主山口弘長の子、熊治郎弘称と推定される。長男が夭死したため、順当にいけば二子の弘称が嗣子となるはずだったが、父弘長が養嗣子であったため山口家を継ぐことはなかった。【寛政重修諸家譜】には「病者たるにより嫡子たらず」とあるが、おそらくこれは口実であろうと花咲氏は推察される。しかし、かえって束縛から逃れたことにより、悠々自適の生活を送ることが叶ったともいえる。俳諧のみならず、漢文小説や戯作などの通俗ものにも手腕を発揮しており、数多くの書物の序跋にも名を残している。

これまでに花咲氏が挙げたものに今回新たな資料を加えて、輝雄の著作、または序・跋文などで参与している作品を次に記す。

(花咲氏が触れていないものについては○印を付した)

【通俗如意君傳】(明和四年刊) 自辞才齋蒙陸 著 雁義堂

○【秘事枕親子車】(明和五年) 如嫩齋丹青 著 花屋久次郎

【俳諧鱧 後編】(明和七年) 寄居庵輝雄 序 花屋久次郎

【通俗明皇後宮伝】(明和七年) 自辞才齋蒙陸 著 雁義堂

○【四季発句帳】(明和八年) 徐水序／反古齋果然 編／寄居庵

輝雄 跋 花屋久次郎

【俳諧名物鑑】(明和八年) 如嫩齋輝雄 序／欣雨亭果然 編 花屋久次郎

【珍説訂聾私記】(明和八年) 輝雄 著 花屋久次郎

【俳一枝筌】(明和九年) 寄居庵輝雄 序／反古齋果然 編 花屋久次郎

【俳諧雪安佳理】(明和九年) 如嫩齋輝雄 跋／市柳散人緑江 編 花屋久次郎

○【俳諧鱧 四編】(安永五年) 峻叟輝雄 序 花屋久次郎

【佳座麗墨】(安永六年) 峻叟輝雄 跋／蘇明散人春夢 編 花屋久次郎

○【四季発句牒】(安永六年) 寄居庵輝雄 編・自跋 花屋久次郎

○【俳諧初鴉】(安永六年) 峻叟輝雄 跋／蘇明路春夢 編 花屋久次郎

○【たかつくり】(安永八年?) 如嫩齋輝雄 跋 花屋久次郎

【俳諧鱧 五編】(安永年間) 輝雄 序 花屋久次郎

【俳諧鱧 六編】(天明元年) 峻叟輝雄 序 花屋久次郎

【俳諧鱧 七編】(天明四年) 峻叟 序 花屋久次郎

【俳諧鱧 八編】(天明六年) 寄居庵峻叟 序 花屋久次郎

【俳諧鱧 九編】(天明六年) 峻叟輝雄 序 花屋久次郎

【俳諧鱧 十編】(寛政元年) 峻叟 序 花屋久次郎

○【江府四天王】(天明二年) 峻叟 序／石寿観秀国 編 花屋久次郎

俳諧句集だけでなく、【通俗如意君傳】『秘事枕親子車』【通俗明皇後宮伝】といった艶笑小説、諸国奇譚集の性質を持つ【珍説訂聾私記】など、輝雄の活躍分野は実に幅広いものであるといえる。

また花咲氏は、輝雄（自辞矛盾兼陸）が、『都鄙談語三篇』の序者自辞矛盾丹青と同一人物であるということにも言及している。兼陸と丹青が同じ自辞矛盾の号を持つことに着目し、『都鄙談語三篇』の序末上部の方形印に「輝雄」の字が認められることを指摘している。ここに、俳諧師山口輝雄と、断本の創作者自辞矛盾丹青の関係が明らかにされたのである。

中野氏、花咲氏が身許解明の資料として用いた署名下部の方形印は、人物を特定するための重要な要因となりうるものである。飛談語シリーズの三作品の序には、いずれもこの印が残されている。これを手がかりに、初編『話飛談語』の序を検証したい。資料1を参照されたい。『話飛談語』の序題下部にも印記がひとつある。この印からは、『都鄙談語三篇』の序末、自辞矛盾丹青の署名の後にある二つの印のうち、下部のものと同じく「員外字士」という字が読み取れる。また、『話飛談語』の序末、宇津山人菖蒲房の署名後の上部の印には「輝雄」の文字も認められるのである。つまり、『話飛談語』の序者である宇津山人菖蒲房なる人物と、『都鄙談語三篇』の序者自辞矛盾丹青とは、別号を用いているが同一人物であり、山口輝雄（自辞矛盾兼陸）なる人物でもあると結論づけることができる。

したがって、『話飛談語』と『都鄙談語三篇』は、単に同板元から出版されたというだけの形式上の連作品ではなく、その名の示すとおり、密接な関連性を持った姉妹編であるといえることになる。

資料1

『話飛談語』（東京都立中央図書館加賀文庫蔵本）

興
飛談語序

宇津山人

菖蒲房



『都鄙談語三篇』（東京大学文学部国語研究室蔵本）

自辞矛盾 丹青



三 亀文子

『興飛談語』『都鄙談語三篇』の二作品の序者については、その身許が明らかとなった。輝雄が自辞芥舟丹青の名で記した、

「都鄙談語三篇」の序を次に引用する。

上古は爺と姥。中古を長者、馬鹿聲、真似する妻妾。今や流行して、言僧、傾城、俠夫、泥坊と、咲話にも調度あり

と、此さかひを勘弁して、亀文子が一篇をなすを今梓行し、

三篇の都鄙談語と表題して、賞覧に備ふることになりぬ

ここに名前が挙がる「亀文子」が、『都鄙談語三篇』の作者とされる人物である。

花咲氏は、自辞芥舟丹青と山口輝雄との関係について紹介した記事の末尾に追記する形で、亀文子について、「亀文」の号を持つ尾崎藩藩主桜井忠告なる人物ではないかという可能性を提示された。江戸座の俳書に表徳を示す場合、諸侯の詠句の際は人名を一字上げるか、「子」の敬称を付けたという慣行をひとつの根拠とされているが、この件についてそれ以上の言及はなされていない。これをふまえた上で、本章では、亀文子という人物について検証を行いたい。

花咲氏が挙げる桜井忠告は、『俳諧人名辞典』にも記事がある一桜井亀文と号した俳諧作者である。寛保二年（一七四二）、摂津尼崎城主松平忠名の三男に生まれ、明和二年（一七六五）襲封、江戸在中に江戸談林七世の一陽齋素外に師事した。天明七年（一七八七）春の亀文の序を持つ『俳諧五色梅』は、白梅・夜

梅・青梅・梅紅葉・臘梅の五色の梅の句を集めた句集であり、亀文の句も各色一句ずつ、計五句が収録されている。素外の序文から、本書は亀文の首唱によって素外が編じたものであることが明らかとなる。また亀文の序文は、亀文の筆跡をそのまま板下にしたものと伝えられており、亀文序、素外序に続く四丁表には「亀文筆（花押）」と記される梅の画も載せられている。亀文の句は『俳諧名所方角集』『俳諧世都の時』（安永四年）、『俳諧古今句鑑』（同五年）、『紀行春夏』（寛政三年）など、素外の句集の多くに収録されている。なかでも、「神祇雨帖」は、寛政十一年（一七九九）二月、三囲神社での其角「夕立」の真筆公開を記念して、江戸から招かれた素外が「神祇雨」題や他の作品を門人知己に募集し、それらの句を帖に仕立てて奉納したものである。素外門人が主ではあるが、江戸大坂の著名な談林派俳諧作家が名を連ねている。その中には、上方咄の会の主催者であり、咄の会本の第一作「年忘聊角力」（安永五年刊）を編じた雑俳点者権本下物、黄表紙作家として知られ、「下司の智恵」（天明八年）などの断本も残している市場通笑の名も見える。亀文の「小田涼しちはやふるもの神と雨」の句はその巻頭を飾っており、一大名という身分に拠るところもあつただろうが、素外門下でも中心を成す人物として重く扱われていたことが知れる。なお、亀文の句をまとめたものとしては、文化二年（一八〇五）十二月十日、六十四歳で没した後、嗣子忠宝（二世一桜井亀幸）によって編まれた『一桜井発句集』（文政五年）がある。

しかし、亀文という号を持つ者は桜井忠告だけではない。『俳

諧人物便覧⁽⁹⁾には、次の二人が記される。

亀文 于霜舎。霜屈。矩州門。大坂。長谷川氏。

亀文 曲直庵。江戸。本多氏。

前者の于霜舎亀文についての資料は少ない。和露・華漢による「俳諧流傳録(十八)」⁽¹⁰⁾に于霜舎亀文の追善集が紹介されているが、刊記も題簽もなく書名も不明である。記事中から、四月六日に没したこと、「浪速の津」から「宇和の海」に移り来たことなどが知れる。刊記がないため没年も不明であるが、追善句を寄せた瓢水の没年である宝暦十二年へ一七六二以前と推測される。

よって、安永二年へ一七七三刊行作品の作者とするには矛盾が生じる。また、矩州門下で活動の拠点を大坂においていたと考えられることから、亀文子には該当しないと判断できよう。

後者の亀文、曲直庵は「新選俳諧年表」⁽¹¹⁾から、没年が寛政九年(一七九七)七月二十九日と知れるため、活動の時期には問題がない。「国書総目録」では、誤って曲直庵を一桜井亀文の号のひとつとしており、曲直庵編の句集「古今名家句選」⁽¹²⁾「ななかまじ」(安永五年序)⁽¹³⁾も一桜井亀文の作品と誤認されている。二書とも、芭蕉・去来・其角・風雪といった蕉門の句を四季ごとにまとめたもので、曲直庵自作の句は見えない。しかし、安永八年から寛政七年の間に全九冊がまとめられた夏目成美の句集の二編「句いかにく」の序を曲直庵が記していることから、成美門と推察される。

そしてもう一人、瀬名亀文なる人物がいる。大田覃⁽¹⁴⁾(南畝)との問答をまとめた「瀬田問答」で知られる瀬名貞雄(源五郎)で

ある。幕臣で、武家故実に通じた人物として知られ、「道灌山記」「緑毛遺文」「赤鳥感得記」等の著作がある。活躍時期には矛盾はないが、俳諧や狂歌、戯作関係の著書が無く、その作品傾向から考えて「都鄙談語三篇」の作者とは判断しにくい。

ここまで亀文の号を持つ人物を四名挙げたが、その中で亀文子の可能性を有する人物としては、一桜井亀文と曲直庵亀文の二人が考えられる。両者とも俳諧句集以外の著作はなく、他の活動についての資料は得られなかった。よって判断材料は十分とはいえないのだが、亀文子と結びつく要素のひとつと考えられる、一桜井の著作の板元に注目したい。

一桜井序の「俳諧五色梅」は、江戸書肆花屋久次郎から刊行されている。花屋は主に俳諧関係の本を扱う板元であり、素外の作品も多く手掛けていた。さらに、本稿第二章に挙げた作品一覧から判断される通り、輝雄が関係した作品のほぼ全てを刊行した書肆でもある。輝雄も一桜井も花屋久次郎とは関係があり、特に輝雄はかなり近い間柄であったことが推察される。二人が、花屋を接点として、なんらかの関わりを持つようになったと考えるのは不自然なことではない。

また、両者の句風も判断材料のひとつとなる。曲直庵の句は今回探し出すことができなかったが、江戸の洒落風に墮さず、その学識人格によって実力以上に多くの門人から尊敬されたという成美の門人であり、著作中で蕉風を高く賞賛した人物である。この曲直庵と、素外門下で談林の軽妙な句作をよしとした一桜井とを比較すれば、どちらが断本作家亀文子に近いかは明らかである。

また、一椽井が、『神祇雨帖』に参与した下物ら上方断本の担い手達と親交があったという可能性も指摘できる。

花咲氏が根拠としてあげた「子」の敬称についてであるが、確かに、一椽井が参加した茂園春禪編『俳諧春興集』（天明頃刊）では、巻頭句に「老梅よ氣丈に花を持ちこたへ 亀文字」と記される。しかし、于霜舎亀文の追善集においても「亀文字」の号が用いられているし、断本作者の号として、「古喬子」（安永二年刊『芳野山』の作者）、「千金子」（『大田南畝、同七年刊『春笑一刻』の作者）などの名も見える。よつて、これを「亀文字」「一椽井」の第一の根拠とするのは、やや無理があろう。

しかしながら、結果としては、未だ不十分な資料からの判断ではあるが、牛久藩の諸侯である輝雄が序をよせるにふさわしい人物として、亀文字を一椽井忠告とした花咲氏の説に従う形となった。

つまり、『都鄙談語三篇』の作者は尼崎藩藩主松平忠告（一椽井亀文）であり、序をよせた山口輝雄（寄居庵・如鐵齋）とは、板元花屋久次郎を通じて親交があったものと考えられる、と結論づけられたのである。

四 「さしまくら」と果然

初編・三編の序者が明らかとなり、三編の作者亀文字についてもひとつの答えが出た。では、残る二編「さしまくら」の序者蛸壺庵とは何者であろう。

「飛談語二篇」の副題を持つ「さしまくら」は、連作二作目と

いう位置にありながらも、初編の『興飛談語』と『都鄙談語三篇』とは、やや質を異にする作品である。『興飛談語』巻末の広告に、『興飛談語 初編 出版／下飛談語 是、下が、りを 二篇 近刻』
／興飛談語 是ハ随分新しき 是ハ随分新しき 三篇追刻／安永二巳春 雁義堂』とあるように、二編「さしまくら」は、全話が「下が、り」の艶笑譚であり、挿し絵もさわどい春画となっている断本である。装丁も金摺りが施され、本文用紙にも奉書系の良質紙が使用されるなど、当時の安永期の断本作品と比較しても、かなり手の込んだ良質な造りの本だといえる。よつて、本書の性質上、序者については、あえて表記を変えて特別な号を用いたとも考えられる。画者についても、他の二編を手掛けた常室なる人物と異なり、勝川春章を用いていることなどから、連作という位置付けがなされているも、必ずしも初編・三編と同一人物の手による作品だと考える必然性はなからう。

初編・三編と同様に「さしまくら」においても、序者蛸壺庵の正体を知る大きな手がかりとなるのは、序の方形印である。序末の蛸壺庵の署名の後にある二つの印は、それぞれ「反古齋」「名負隠居」と読むことができる。資料2にこれを示した。このうち「反古齋」の名に注目したい。

第二章で列挙した輝雄の関係著作のなかで、『四季発句帳』（安永五年刊）と『俳一枝筌』（明和九年）の編者として、『反古齋果然』なる人物の名が見える。この「反古齋」の号は、「さしまくら」の印が示す「反古齋」と同一人物を指すのであろうか。『俳一枝筌』（明和九年刊）の果然の自序末には、「反古齋」「果然之印」の

「さしまくら」序

〔武藤禎夫編著「安水期艶笑断本六種」へ太平書屋、二〇〇〇より引用〕

蛸壺菴



二つの方形印が認められる。果然については、「新選俳諧年表」に「果然、田香庵、瓦雨亭と号す。渭北門、江戸人、俳諧名物鑑の著あり」という記述がある。「田香庵」を「タクウアン」と読めば、蛸壺庵に通じるものと捉えることもできる。また、「新選俳諧年表」に記されたもの他にも、反古齋、尾雨亭（俳諧時津風）、風木子（俳諧名物鑑）跋など、多くの別号を有していたと見える。しかしながら、これ以上の経歴は未詳であり、残された作品から手がかりを辿るよりほかない。

果然の作品で特に注目すべきものは、絵俳書の類である。「俳諧時津風」（延享三年刊）は、露月編の「名物鹿子」に倣って、江戸の名所・名物を題とする絵とその賛句をまとめたものである。

後にこれを増訂したものととして、明和八年に「俳諧名物鑑」が欣雨亭果然の名で再編されることとなった。二書のうち元板ともいうべき「俳諧時津風」は、延享二年三月、果然の師である時々庵（渭北）の序が付され、同三年正月に江戸池田屋源助から刊行された。当時の江戸に流行した店や、名物、地名、その他の景物などが読み込まれており、風俗資料としても価値が認められる作品である。画もそれぞれ趣向を凝らしたものに仕上がっている¹³⁾。

当代の俳諧作家が多く名を連ねているが、その中でも注目すべき人物が何名か認められる。載之巻（下巻）十二丁裏には、「鹿の子餅」の作者木室卯雲が、当時人気の狂言作者「津打治兵衛」の題で「舜や最うかほ見世の計」の句を詠んでいる。また、載之巻五丁裏の「廣澤石摺／蛙とんだ昔をいまそ手六十」を詠んだ宇角は、「談口拍子」シリーズの作者の一人である青木宇千の師筋にあたる人物と推察され、自らも木活字板断本「好文木」（天明二年刊）を編じている断本作家の一人である¹⁵⁾。

また、時を経て改題増補版として明和八年に刊行された「俳諧名物鑑」では、輝雄が新たに参加し、中巻巻頭に序文を記し、上巻二十一丁裏には、「日和下駄／ひると夜の理は火なりけりたか灯笼」の句を加えている。絵の横には、「輝雄自画」の署名と「輝雄」の方形印が認められる。そして、両書の編者である果然は、「俳諧時津風」においては「木葉煎餅／神農の味ひ初る木の葉かな¹⁶⁾」、「俳諧名物鑑」では、これに加えて「土平鉛／唄て鉛おとこ小町や日傘¹⁷⁾」と詠んだ句を載せている。

果然の経歴は未詳であるため、当然年齢についてもわかってい

ない。しかし、『俳諧時津風』を刊行前年の延享二年（一七四五）に編して、その二十七年後にこれを増補しているという事実を考慮すれば、安永初年頃には、悠に五十歳を越えていると推察される。一方の輝雄は、享保十八年（一七三三）生まれで、延享三年にはわずか十三歳であり、『俳諧時津風』には参加することは無理であったと推定される。『俳諧一枝筈』についても、初板は果然の自序が単独のもので、輝雄序を持つものは後刷本とされる。おそらく、果然と輝雄は明和末年頃に親交を持ったと思われる。それは主に、果然が編者をつとめる句集に輝雄が序跋をよせるといふ形であられるが、一方で輝雄は年長者である果然から様々な教えをうけたであろうことは想像に難くない。

以上の資料を検討した結果、果然の著作への輝雄の関与の例が複数認められ、両者の交友が明らかとなった。また、「反古齋」の印が、『さしまくら』、『俳一枝筈』に共通することも知れた。したがって、これらの理由から、『さしまくら』の序者蛸壺庵が俳諧作家果然であると認めるものである。

五 まとめ

前章までの検証の結果、明らかになったのは、次の三点である。

1、飛談語シリーズの初編『興飛談語』の序者宇津山人菖蒲房と、『都鄙談語三篇』の序者自辞矛盾丹青は、牛久藩の大名家出身の山口輝雄である。

2、『都鄙談語三篇』の作者亀文子は、板元花屋久次郎との関連

と談林派内での交友関係、その句風などの要因から判断して、一桜井亀文（撰津尼崎藩主桜井忠臣）である可能性が高い。

3、飛談語二編『さしまくら』の序者蛸壺庵は、その印記から反古齋果然と知れる。果然と輝雄は明和末年頃から交友があり、果然の編んだものに輝雄が序跋をよせた句集が、複数確認される。

つまり飛談語シリーズは、山口輝雄（『宇津山人菖蒲房、自辞矛盾丹青』、桜井忠告（『亀文子』、反古齋果然（『蛸壺庵』）の三人の俳諧作家によって作成された断本であるといえる。なかでも輝雄は俳諧の分野に留まらず、中国艶笑小説、奇談小説そして断本など、広汎な分野で活躍を見せた人物である。桜井忠告にしても、書画もたしなむ多才の人であった。果然については、本論に挙げた著作以外の資料を得られなかったが、『俳諧時津風』『俳諧名物鑑』は、当時知名の俳諧作家を集めただけでなく、趣向にも工夫が凝らされており、現代においても当時を写す風俗資料として、高い評価が与えられている佳作である。

飛談語シリーズにおいて、その中核を担っていたのは、おそらく輝雄であったと考えられる。ただし、今回の調査から、忠告と果然との関係をうかがうことはできなかった。ひとつには年齢の開きという問題がある。一桜井亀文（桜井忠告）は『興飛談語』刊行の安永二年には三十才で、果然とは親子ほど年齢が離れている。輝雄は、亀文と果然の両者とそれぞれ関係を持っていたと思われ、また、自作の小説である『通俗如意君傳』（明和四年刊）、『通俗明皇後宮伝』（明和七年刊）を、飛談語シリーズの板元雁義

堂から断本より先に出版しており、板元との関係も築けていた。このことから、三者は輝雄を軸として動いており、出版についても輝雄が主導する形で諸事を進めていたであろうことが予測できる。また、輝雄は、初編・三編の序者として名が記されているだけであるが、『通俗如意君傳』などの中国艶笑小説の翻訳を手掛け、自ら奇談小説を記すほどの才覚を考慮すれば、果然、亀文の創作に参与したと考えても何の不思議もない。むしろ、そのほうが自然であろう。

安永期江戸の断本の作者・編者の多くは、ハナシのプロではなく、ハナシを好んだ素人であった。つまり、俳諧・狂歌・川柳といった他の文芸を楽しみ、数ある遊びのひとつとして断本の創作を手掛けた趣味人だといえる。輝雄も忠告も果然も、俳諧と笑話作りを同時に行っている。当時の趣味人達にとって、こうした文芸はおしなべて楽しむものであり、俳諧師、狂歌師、雑俳点者などという区分によって作者達を分類することには、さほどの意味はないようにも思われる。

作者と板元の調査分析は、断本史上最も高い評価が作品に与えられ考察が進められている安永期研究の中で、唯一省みられてこなかった研究分野である。そして前述の通り、当時の作り手達は、ジャンルを自由に横断する趣味人であった。したがって、断本の作家の姿を明らかにすることは、断本一作品の作者・編者をたどるといふことだけではなく、断本と他ジャンルの接点・交点を浮かびあがらせることを意味する。断本と俳諧、断本と狂歌・川柳・談義など、さまざまな可能性を秘めたテーマであり、今

後、一層調査研究を進めていく必要のある分野であると確信している。

本稿においては、果然の経歴について不明な点を残しており、また『興飛談語』『都鄙談語三篇』の画を担当した常室については、触れることができなかつた。今後の課題としたい。

注(1) 武藤禎夫・岡雅彦編『断本大系 全二〇巻』(東京堂出版、一九七五)一九七九

(2) 拙稿「江戸小咄本の板元と作者をめぐって——奥村喜兵衛と青木字干——」(『近世文藝』七十三号、二〇〇一・一)

(3) 中野三敏「漢文戯作の展開」(『戯作研究』中央公論社、一九八二)

(4) 花咲一男「山口輝雄について」(『通俗如意君傳』附録、太平書屋、一九八二)

(5) 「員外」とは本来、定員外の官をさすが、その他、素封家を指す名称としても用いられた。山口家から離れ、悠々自適の文筆生活を送る輝雄にふさわしい号といえる。

(6) 高木蒼梧編『俳諧人名辞典』(明治書院、一九六〇)

(7) 一椋井亀文の事績を紹介したものは、次の記事がある。
野田別天斎「俳人としての亀文侯」

同 「俳人としての亀文侯補遺」
〔木太刀〕二七卷九号、一九二九・九

大西一外「俳諧無駄事」
〔木太刀〕二七卷十一号、一九二九・十二

(8) 矢羽勝幸著『三囲の石碑』(三囲神社、二〇〇一)に、収録・紹介される。

(9) 加藤定彦編『俳諧人物便覧』(ゆまに書房、一九九九)

(10) 和露・華漢「俳諧流傳録(十八)」「ひむろ」九卷九号、一九三
四・九)

(11) 平林鳳二・大西一外編「新選俳諧年表」(書画珍本雜誌社、一九
三三)

(12) 「古今名家句選」は「ななかまど」の改題再版本。「ななかま
ど」の板木の順番を入れ替えて丁付けを削り再構成したものである。

裏表紙見返しとの奥付は、「ななかまど」が「曲直庵蔵 井上新七刻
／書肆／日本橋通三丁目 吉文字屋次郎兵衛／同四丁目 文淵堂伊
八郎」、「古今名家句選」は「日本橋」から「京」まで、各宿間の距
離を記した「東海道駅附」の後に「東都書林／下谷稲荷町二丁目
伊勢屋源左衛門／浅草御藏前元旅籠町 大村屋惣兵衛／同所 田中
屋長蔵」とある。

(13) 尾雨亭果然源選・木村捨三註解「俳諧時津風」(近世風俗研究
会、一九六〇) 別冊解題参照。

(14) 前掲(13)参照。「廣澤石摺」の挿話。儒者・書家として知られる
細井広沢が、支那の白技法帖を作るうと、紀州の儒官榊原篁州とこ
れを試みたが、悉く失敗した。そこで、支那の法帖を水に浸して試
験し、苦心の結果成功させたことができた。この時、柳沢家蔵の未
文公の真蹟を正面摺りにしたものが太極帖である。

なお、青木字角と同じ「誤口拍子」シリーズ作品の作者である書
苑武子には「和漢名公法帖」(文化四年刊)「和漢歴代名公法帖」
(刊年不明)などの著作がある。

(15) 宮尾しげを編注「江戸小咄集1(東洋文庫一九二)」「平凡社、一
九七二)所収。

字角編「好文木」は、「口拍子」シリーズ中の作品である。同じ
く「口拍子」シリーズの「歳玉咄」(安永二年刊)が、「飛談語」シ
リーズの板元雁義堂から刊行されていることを前掲の拙稿で指摘し
た。両シリーズの作り手達の関係についての検討も、今後の課題と
したい。

(16) 前掲(13)参照。「木葉煎餅」とは、「神田新石町まつ屋」の名物。
「七十五日」(天明七年刊、山田清作編)に載る。

(17) 前掲(13)参照。「土平飴」とは、江戸で名の知れた飴売りの逸
話。明和七年刊「亮飴土平傳」(明和七年刊、船羅山人||南畝)に
載る。

(18) 「俳諧名物鑑」の解題において(中村幸彦・日野龍夫編)「新編稀
書複製會叢書 俳諧・狂歌」臨川書店、一九九〇)、本書中巻「木
葉煎餅」の題句の果然の印記に「大朝平明」の字が読みとれること
が指摘され、これが果然の姓名と考えられる。しかし、「大朝平
明」なる人物についての詳細は、未だ不明である。

付記 本稿を成すにあたり、ご教示をいただきました長澤和彦氏・武藤禎
夫氏 および図版掲載のご許可を下さった東京都立中央図書館、東京
大学文学部国語研究室、太平書屋に深謝申し上げます。